

表彰規程内規

第1条 功労賞の推薦人数と条件

- (1) (3) に該当する団体から各1名とする。
- (2) 年齢 当該年度4月1日現在満40才以上
- (3) 推薦条件
 - (イ)各地区からの推薦者は、指導及び役員を10年以上経験した者。
 - (ロ)高体連、中学校、実業団連盟、レディース連盟、小学生委員会、シニア会は指導及び役員を5年以上経験した者。
- (4) 推薦者がいない場合は、他地区での補充や次年度への繰越は行わない。

第2条 優秀選手賞(個人)の対象となる大会

1. 東北大会の表彰対象は下記大会とし、各1位を表彰する。
 - (1) 東北選手権 (2) 東北インドア選手権 (3) 東北高校選手権
 - (4) 東北高校インドア選手権 (5) 東北小学生選手権 (6) 東北小学生インドア選手権 (7) 東北小学生学年別選手権 (8) 東北中学校選手権
 - (9) 東北レディースシニア選手権
2. 全国大会及び全国大会に準ずる大会は下記大会とし、各5位以内を表彰する。
 - (1) 全日本選手権 (2) 全日本社会人選手権 (3) 全日本シニア選手権
 - (4) 東・西選手権 (5) インカレ (6) インターハイ (7) ハイスクールジャパンカップ (8) 全日本中学校選手権 (9) 全日本小学生選手権 (10) 全国小学生大会 (11) 全日本レディース個人戦 (12) JOC ジュニアオリンピック (13) 都道府県対抗中学生大会個人戦 (14) 全日本インドア (15) 全日本学生インドア (16) ジュニアジャパンカップ (17) 全日本シングルス選手権大会 (18) 全日本女子選抜 (19) 東京インドア
3. 全日本ランキング入り選手及びナショナルチーム・全日本アンダー入りの選手
4. 国際大会に出場した選手

第3条 優秀選手賞(団体)の対象となる大会

1. 東北大会の表彰対象は下記大会とし、各1位を表彰する。
 - (1) 東北総体 (2) 全日本実業団東北予選会 (3) 東北高校選手権 (4) 東北高校インドア (5) 東北中学校選手権 (6) 東北レディース選手権 (7) 東北6県シ

ニア対抗（8）東北6県対抗（9）東北6県対抗中学生インドア大会

2. 全国大会及び全国大会に準ずる大会は下記大会とし、各5位以内を表彰する。ただし国体は8位以内の入賞とする。

（1）全日本実業団選手権（2）全日本クラブ選手権（3）インターハイ
（4）全日本高校選抜（5）全日本中学校選手権（6）全日本小学生選手権
（7）国民体育大会（8）都道府県対抗中学生選手権（9）全国健康福祉祭
（12）日本マスターズ大会（13）全日本レディース決勝大会（14）全日本レディースシニア決勝大会（15）日本リーグ（16）日本実業団リーグ（17）全日本大学王座

3. 選抜チームの団体表彰は個人表彰とする。

第4条 優秀指導者賞の表彰は、1度きりとする。

対象者は優秀選手(個人・団体)の育成に直接貢献した指導者とする。

選抜チームの場合は監督と選手個々の指導者とする。

第5条 ランキング表彰の対象となる大会は以下とする。

- （1）一般 県総合体育大会と県選手権大会の合計ポイント
- （2）高校生 県高校体育大会
- （3）中学生 県中学校体育大会
- （4）小学生 県小学生選手権大会
- （5）シングルス 県シングルス選手権大会、中学生シングルス選手権大会
小学生シングルス選手権大会

附則

第6条 この内規は平成12年4月1日より適用し、平成12年12月より施行する。

平成18年3月4日 一部改正

平成19年3月3日 一部改正

平成20年3月8日 一部改正

平成23年3月5日 一部改正

平成24年3月10日 一部改正

平成26年3月8日 一部改正

平成27年3月7日 一部改正

表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、福島県ソフトテニス連盟規約第30条に基づき表彰に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 表彰者は特別な場合を除き、会員登録者とする。

(表彰区分)

第3条 表彰の区分は、次の通りとする。

(1) 功労賞

多年にわたり各地区連盟、協会、クラブの運営ならびに事業遂行、普及に貢献し、本連盟の発展に功績のあったもの。

(2) 優秀選手賞(個人)

東北大会の1位及び全国大会及び全国大会に準ずる大会で5位以内に入賞した選手を優秀選手として表彰する。対象となる大会は別に定める。

優秀選手賞(団体)

東北大会の1位及び全国大会及び全国大会に準ずる大会で5位以内に入賞したチームを表彰する。対象となる大会は別に定める。

(3) 優秀指導者賞

優秀選手の育成に直接貢献した者。内容と回数は別に定める。

(4) ランキング表彰

各種別1位のペア、選手を表彰する。対象となる大会は別に定める。

(推 薦)

第4条 功労賞は各団体長が定められた期日までに所定の様式により本連盟会長に候補者を推薦するものとする。

(決 定)

第5条 表彰者は、常任理事会において決定する。

(表 彰)

第6条 1. 表彰は毎年1回理事会と同日開催の表彰式において行う。

附 則

第7条 この規程は平成12年4月1日より適用し、平成12年12月より施行する。

平成15年3月8日 一部改正

平成16年3月6日 一部改正

平成18年3月4日 一部改正

平成20年3月8日 一部改正

平成23年3月5日 一部改正

平成26年3月8日 一部改正